

## 訪問介護及び第一号訪問事業 訪問介護相当重要事項説明書

### 1 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	医療法人川崎整形外科クリニック
代表者役職・氏名	理事長 川崎浩史
本社所在地・電話番号	岐阜市三笠町1丁目7番地
法人設立年月	平成10年11月

### 2 サービスを提供する事業所の概要

#### （1）事業所の名称等

名 称	A n g e ヘルパーステーション
事 業 所 番 号	訪問介護・第一号訪問事業 訪問介護相当 (指定事業所番号 2170110213)
所 在 地	〒500-8145 岐阜市雲井町3丁目16番地
電 話 番 号	058-215-0163
F A X 番 号	058-215-0161
通常の事業の実施地域	岐阜市

#### （2）事業所の窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から土曜日まで (12月30日から1月3日までを除く)
営 業 時 間	午前8時30分から午後5時30分まで

#### （3）事業所の勤務体制

職 種	業務内容	勤務形態・人数
管理者	・従業者と業務の管理を行います。 ・従業者に法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1人
サービス提供責任者	・訪問介護計画（第一号訪問事業 訪問介護相当介護計画）を作成し、利用者へ説明し、同意を得ます。 ・サービス担当者会議への出席等により居宅介護事業者と連携を図ります。 ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 ・訪問介護員の業務の実施状況を把握します。 ・訪問介護員に対する研修、技術指導を行います。	常勤 1人以上
訪問介護員	訪問介護計画（第一号訪問事業 訪問介護相当介護計画）に基づき、訪問介護のサービスを提供します。	常勤または非常勤 2人以上

### 3 サービス内容

身体介護	利用者の身体に直接接觸して介助するサービス、利用者の日常生活動作能力や意欲の向上のための利用者とともにを行う自立支援のためのサービスを行います。 (排泄介助、食事介助、清拭、入浴介助、体位変換、服薬介助、通院・外出介助)
生活援助	家事を行うことが困難な場合に、利用者に対して、家事の援助を行います。 (調理、洗濯、掃除、買い物、薬の受け取り、衣類の整理)

### 4 利用料、その他の費用の額

\* 利用者負担額は地域区分別(6級地)の単価(10.42円)を含んでいます。ただし、端数処理の関係で、誤差が生じる事があります。

#### (1) 訪問介護の利用料 (特定事業所加算Ⅱ)

##### ア 利用単価数

利用した場合の利用単価数は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として利用単価数に地域区分別の単価を乗じた料金の1割の額です。ただし、一定以上所得者は2割、3割の額になることがあります。また、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

区分	1回当たりの所要時間	利用単位数	利用者負担額 (1割負担)
身体 介護	20分未満	179単位	170円
	20分以上30分未満	268単位	255円
	30分以上1時間未満	426単位	404円
	1時間以上1時間30分未満	624単位	591円
	1時間30分以上 (30分増すごとに加算)	82単位を加算	86円を加算

#### 身体介護に引き続き生活援助を算定する場合

身体 + 生活 援助	20分以上44分未満	72単位を加算	68円を加算
	45分以上69分未満	130単位を加算	136円を加算
	70分以上	195単位を加算	204円を加算
生活 援助	20分以上45分未満	197単位	187円
	45分以上	242単位	230円

- ※ 利用者の心身の状況等により、1人の訪問介護員によるサービス提供が困難であると認められる場合で、利用者の同意を得て、2人の訪問介護員によるサービス提供を行った場合、基本利用料の2倍の料金となります。
- ※ 1回当たりの所要時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、訪問介護計画に明示された標準の所要時間によるものとします。

#### イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	要件	利用単位数	利用者負担額 (1割負担)
緊急時訪問介護加算	利用者や家族等からの要請を受け、緊急に身体介護サービスを行った場合	1回につき 100単位	105円
初回加算	新規に訪問介護計画を作成した利用者に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行うか他の訪問介護員に同行した場合	1月につき 200単位	209円
生活機能向上連携加算	訪問リハビリテーションの理学療法士等とサービス提供責任者が共同して訪問介護計画を作成した場合（初回の訪問介護から3か月間を限度）	1月につき 100単位	105円
夜間・早朝加算	夜間（18時～22時）又は早朝（6時～8時）にサービスを提供する場合		上記利用単位数の25%
深夜加算	深夜（22時～翌朝6時）にサービス提供する場合		上記利用単位数の50%
介護職員処遇改善加算Ⅰ	当該加算の算定要件を満たす場合		上記ア利用単位数とイ加算の合計の24.5%

#### ウ 減算

下記の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	要件	利用単位数
訪問介護同一建物減算1	事業所と同一敷地内に所在する建物に居住する者	上記利用単位数の10%減算
訪問介護同一建物減算3	事業所において、事業所と同一建物に居住する利用者に対して90%以上のサービス提供する場合	上記利用単位数の12%減算

(2) 第一号訪問事業 訪問介護相当の利用料

ア 利用単価数

利用した場合の利用単価数は以下のとおりです。利用者負担額は、原則として利用単価数に地域区分別の単価を乗じた料金の1割の額です。ただし、一定以上所得者は2割、3割の額になることがあります。また、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額負担となります。

サービス内容	事業対象者	利用単位数	利用者負担額 (1割負担)
訪問型サービスI (1月につき) 週1回程度	要支援1・2	1,176単位	1,226円
訪問型サービスII (1月につき) 週2回程度		2,349単位	2,448円
訪問型サービスIII (1月につき) 週2回を超える程度	要支援2	3,727単位	3,884円
訪問型サービスIV (1回につき) 1月の中で4回まで	要支援1・2	268単位	280円
訪問型サービスV (1回につき) 1月の中で5~8回まで		272単位	284円
訪問型サービスVI (1回につき) 1月の中で9~12回まで	要支援2	287単位	300円

イ 加算

要件を満たす場合に、基本利用料に以下の料金が加算されます。

加算の種類	要件	利用単位数	利用者負担額 (1割負担)
初回加算	新規に訪問第一号訪問事業 訪問介護相当介護計画を作成した利用者に、サービス提供責任者が自ら訪問介護を行うか、他の訪問介護員に同行した場合	1月につき 200単位	209円
生活機能向上連携加算	訪問リハビリテーションの理学療法士等とサービス提供責任者が共同して第一号訪問事業 訪問介護相当介護計画を作成した場合（初回の訪問介護から3か月間を限度）	1月につき 100単位	105円
介護職員処遇改善加算 I	当該加算の算定要件を満たす場合	上記ア利用単位数とイ加算の合計の24.5%	

## ウ 減算

下記の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	要件	利用単位数
訪問型独自サービス同一建物減算 I	事業所と同一敷地内に所在する建物に居住する者	上記利用単位数の 10 %減算

## (3) 交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、訪問介護員が訪問するための交通費の実費をご負担していただきます。

なお、自動車を使用した場合は、通常の事業の実施地域を越えた地点から、

①片道 15 キロメートル未満 50 円/km、

②片道 15 キロメートル未満 100 円/km、を請求します。

## (4) キャンセル料（第一号訪問事業 訪問介護相当を除く）

利用予定日の直前にキャンセルをした場合は、キャンセル料をいただきます。

ただし、利用者の容態の急変や急な入院等、緊急やむを得ない事情がある場合は請求しません。なお、サービスの利用を中止する場合には、至急、御連絡ください。

利用日の前日 17 時 30 分までの連絡があった場合	無料
利用日の当日に連絡があった場合	当該基本料金の 10 %の額
連絡がなかった場合	当該基本料金の 100 %の額

## (5) その他

- ① 利用者の居宅でサービスを提供するために使用する、水道、ガス、電気等の費用は利用者のご負担となります。
- ② 通院、外出介助での訪問介護員の公共交通機関等の交通費は、実費相当を請求します。

# 5 利用者負担額、その他の費用の請求及び支払方法

## (1) 請求方法

- ① 利用者負担額、その他の費用は利用月ごとの合計金額により請求します。
- ② 請求書は、利用月の翌月 15 日までに利用者あてにお届けします。

## (2) 支払い方法等

- ① 請求月の 27 日までに、下記のいずれかの方法でお支払ください。
  - ・事業者が指定する口座への振り込み
  - ・利用者が指定する口座からの自動振替
- ② お支払いを確認しましたら、領収証をお渡ししますので、必ず保管してください。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります)

## 6 秘密の保持

(1) 従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員である期間及び従業員でなくなった場合においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。

(3) 利用者又はその家族の個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取扱いに努めます。

## 7 緊急時の対応方法

サービスの提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合、その他必要があった場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、家族、介護支援専門員等へ連絡をいたします。

主治の医師	医療機関の名称	
	氏 名	
	所 在 地	
	電 話 番 号	
緊急連絡先 (家族等)	氏 名	
	電 話 番 号	

## 8 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じます。

また、サービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償いたします。

なお、事業者は下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名 東京海上日動火災
保険名 居宅介護事業者賠償責任保険

## 9 サービス提供に関する相談、苦情

### (1) 苦情処理の体制及び手順

ア サービス提供に関する相談及び苦情を受けるための窓口を設置します。

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。

- ・ 苦情又は相談があった場合は、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じて訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
- ・ 管理者は、サービス提供責任者または担当者に事実関係の確認を行う。
- ・ 相談担当者は、把握した状況をスタッフとともに検討を行い、時下の対応を決

定する。

- ・ 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者へ必ず対応方法を含めた結果報告を行う。(時間要する内容もその旨を翌日までには連絡する)

(2) 苦情相談窓口

担当	管理者 三田村英樹
電話番号	058-215-0163
受付時間	午前8時30分から午後5時30分まで
受付日	月曜日から金曜日まで (12月30日から1月3日までを除く)

市町村及び国民健康保険団体連合会の苦情相談窓口等に苦情を伝えることができます。

岐阜市役所 介護保険課	058-265-4141
岐阜県国民健康保険団体連合会	058-275-9826

10 サービスの利用に当たっての留意事項

サービスのご利用に当たってご留意いただきたいことは、以下のとおりです。

(1) 訪問介護員はサービス提供の際、次の業務を行うことができません。

- ① 医療行為
- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書の預かりなど、金銭に関する取扱い
- ③ 利用者以外の家族のためのサービス提供
- ④ 訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障がないもの（草むしり、花木の水やり、犬の散歩等）
- ⑤ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（家具・電気器具等の移動等、大掃除等）

(2) 金品や飲食物の提供などはお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

令和 年 月 日

私は、事業者から重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意しました。

利用者 住 所

氏 名 印

(代理人) 住 所

氏 名 印

訪問介護及び第一号訪問事業 訪問介護相当の提供開始に当たり、利用者に対して、重要な事項を説明しました。

事業者 住 所 岐阜市三笠町1丁目7番地  
法人名 医療法人 川崎整形外科クリニック  
代表者 理事長 川崎浩史 印

事業所 住 所 岐阜市雲井町3丁目16番地

名 称 A n g e ヘルパーステーション